



北のひろめーる

厚岸警察署 No.15

令和6年3月15日



自転車を安全に使用していただくために

雪が溶け始め、自転車を使い始めようと考えている方がいると思います。
今年も無事故、無違反で自転車を運転していただけるように自転車の
安全利用五則を確認して安全運転に努めましょう。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めることとなりました。

また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めることとなりました。

